

2025年度第2回 市民会議議事録

【議題1 環境問題について】

第1 説明協力員による説明（公害・環境問題委員会 幸裕子会員）

1 環境問題に対する当会の役割

気候危機、生物多様性喪失、環境汚染等、様々な環境問題を考えると、環境問題は、人間の生存に関わり、重要な人権である生命・身体、財産権に直結する。それゆえ環境は生存に不可欠な基盤といえ、究極の人権問題である。

したがって、人権擁護と社会正義の実現を責務とする弁護士会の団体である弁護士会には環境問題に取り組む責任がある。

2 当会の環境宣言

当会では、2024年8月に、豊かな自然環境を有する神奈川県 of 弁護士会として、気候危機の回避、生物多様性の保全、その他自然破壊や環境汚染の防止等に向けて貢献し、持続可能な社会の実現のために一定の役割を果たすことを目指すことを基本理念とし、環境問題に真摯に向き合い、法制度研究、意見表明、啓発等を積極的に行うとともに、会の活動に伴う環境負荷低減の取り組みを継続的に実践するという「環境宣言」を採択した。

また、継続的な取組を担保すべく、環境マネジメントシステムを採用する。

3 当会の取組み

具体的には、環境負荷低減の取組みとして、省エネの徹底、再生可能エネルギー利用の検討、ペーパーレス化などを実施している。

また、法制度の研究・意見表明等では、弁護士会の環境宣言や会長声明の他、公害・環境問題委員会で、県内外の公害・環境問題や法制度の調査検討、報告書の作成等を、有志による環境法実務研究会では、具体的な環境問題について法制度・法運用の調査・検討したり、市民団体へのアドバイス等もしている。

啓発活動としては、環境問題（2023年ネイチャーポジティブ、2025年海洋

プラスチック問題) をテーマとしたシンポジウム・講演会を開いている他、横浜市内でのホテル観賞会、公害・環境問題委員会の県外調査報告書の公表などを実施している。

4 問題意識

具体的にどのような環境問題に関心があるのか、どのようなイベントであれば参加してみたいと思うか、どのような広報が効果的か、等について市民委員のご意見を伺いたい。

第2 市民会議委員との質疑応答、意見交換

- ・再生可能エネルギーを活用しようとするれば環境破壊を招くというジレンマがあるが、この問題について弁護士会としてどのように考えるという問題提起をしてほしい。【市民委員】
- ・シンポジウム、講演などの啓蒙活動については、子供や学生など将来を担う世代向けにも行ってほしい【市民委員】
- ・カーボンニュートラル（二酸化炭素の発生と吸収を±0にするという目標）に向けて個人としてできることを説明するなどのシンポジウム等を開催すれば市民の関心も高まるのではないか。【市民委員】
- ・環境問題に役に立つ法律を紹介してもらえると環境問題に取り組んでいる市民団体としても助かるのではないか。【市民委員】
- ・最近のクマ問題は、生物の多様性の保護と人間の生命・身体の安全の両立という難しい問題提起をしているので、そのような問題を講演やイベントで取り扱うのはどうか。【市民委員】
- ・これまで弁護士又は弁護士会の環境問題に対する認識が甘かったと言わざるを得ないので、当会の環境宣言が意識改革のきっかけになればと考えている

市民会議委員の皆さまのご意見を聞いて、さらに環境問題を市民に対してアピールすることが必要だということを再認識した。【弁護士会】

【議題 2：弁護士会業務の IT 化推進について】

第 1 説明協力員による説明（新倉武副会長）

1 IT 化推進の背景

2026 年 5 月 21 日より民事裁判の全面デジタル化が開始され、民事裁判書類電子提出システム (mints) による書面提出が弁護士については標準となるほか、手数料をペイジーによって納付するようになったり、ウェブ会議を用いた証人尋問を実施するための要件が緩和されたりするなど、弁護士実務のデジタルシフトがより一層進むことになる。

2 リーガルテックの進展

生成 AI による文献要約やオンライン検索など、デジタル技術を活用した業務効率化が社会的要請となっている。

3 IT 化推進の一環としての基幹業務システム刷新について

2027 年度の稼働を目指し、基幹業務システムを刷新する。ブラウザ上で申請から決済まで完結する「業務完結型」を目指し、合理化とペーパーレス化を追求する。

4 問題点

入り口がウェブ予約等であっても、内部処理で紙に出力して回議したり、FAX を使用したりする「アナログの壁」が依然として事務局の負担となっている。

第 2 市民会議委員との質疑応答、意見交換

- ・デジタル化による情報漏洩にどう対策するか。【市民委員】

➡機密性の高い領域はあえて紙を残す判断も含め、慎重に検討中である。

デジタル化する場合も、技術的対策（印刷禁止設定等）の徹底などの対応を検討する。【弁護士会】

- ・システム事故は「起きるもの」と想定し、ログ追跡や二要素認証、ベンダーロッ

クインのリスク管理など、運用面の対策を強化すべきである。【市民委員】

- ・不慣れな高齢者や会員が取り残されないか。Zoom 相談の利用状況はどうか。【市民委員】

➡Zoom 相談は現状枠の半分程度の利用である。対面の安心感も重要視しており、デジタルを強制せずアナログな手段も選択肢として維持していく。【弁護士会】

- ・市民向けに操作を教える「お助けダイヤル」の設置や、スマホからも使いやすいシステムの検討が必要である。【市民委員】

- ・契約書作成等の効率化は期待できるが、誤った情報を信じ込む市民への対応や、機密情報の入力リスクに留意すべきである。【市民委員】

➡日弁連のガイドライン等に基づき、AI の特性とリスクを正しく理解して活用できるよう啓発を継続している。【弁護士会】

- ・福祉業界等の事例と同様、事務を DX 化することで、弁護士が本来注力すべき「人との対面・相談業務」の質を高めることが重要であるとの提言がなされた。【市民委員】

以上